

## 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会(第7回) 検討事項(案)

平成26年10月31日

一般社団法人電子情報技術産業協会より示されたサービス<sup>1</sup>のうち、ロッカー型クラウドサービス以外の下記サービスについて、どのように考えるべきか。

### ○メディア変換サービス

利用者が自宅で保管しているビデオテープやレコード等を、事業者が提出を受け、DVDやブルーレイ等別のメディアに変換して返却するサービス。

### ○アクセシビリティサービス

文字で書かれた言語の著作物を音声に変換したり、文字の拡大表示やふりがなの自動付与を行ったりするサービス。

### ○個人向け録画視聴サービス

事業者により録画されたテレビ番組を、携帯電話やタブレット等様々な端末で視聴可能にするサービス。

### ○プリントサービス

画像を指定して注文すると、指定画像をプリントした商品が自宅に届くサービス。

### ○eラーニング

電子媒体の教材を(当該教材に係る著作権者の許諾を得ずに)非同一構内のキャンパスに送信したり、オンライン専用講座の場合に各利用者に送信したりすることが可能となるサービス。

### ○スナップショット・アーカイブ

利用者が指定したURLの情報が事業者のストレージ上に保存され、URLの参照先のページが削除・変更された後でも元のページを参照できるサービス。

---

<sup>1</sup> 参考資料2(平成25年度著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム(第2回)配布資料4-2)参照。

## ○論文作成・検証支援サービス

公表された情報をクラウド上のサーバーに収集・分類し、それをもとに論文執筆者に文献情報の提供（和訳等含む）を行ったり、チェック対象の論文を入力すると、収集された文献と比較し、盗作箇所が表示されたりするサービス。

## ○法人向け評判サービス

インターネット上の情報をクラウド上に収集・分類し、評判を知りたい自社商品等の名称を入力すれば、評判に関するデータが提供されるサービス。

## ○法人向けTV番組検索サービス

クラウド上に放送を録画し、法人事業者が危機管理や報道対応のために後で検索して自由に視聴できるようにするサービス。

※（参考）ロッカー型クラウドサービス以外のサービスに関し、これまで小委員会等<sup>2</sup>で出された主な意見等

### （各サービスに係る意見）

- 法人向けTV番組検索サービスについて、仮にテレビ局が法人向けテレビ番組検索サービスを展開するために番組をストレージし、データベース化しようとした場合、テレビ局は番組の著作権を有しているわけではないので、著作権の処理が必要である。このように、テレビ局にとってすら権利処理が必要なサービスを、一般企業が権利者の許諾なしで提供するようにしてほしいというのは行き過ぎではないか。
- 論文作成・支援サービスや法人向け評判分析サービス等は、現行著作権法の第47条の7等でかなりカバーできるところがあるのではないか。
  - （事業者側から見れば）カバーできないところもあると思う。具体的にどのような課題があるかについては有識者の間でご議論いただきたい。
- ドイツ法においては、コピー代行は広く報酬請求権の対象となっており、保護と利用のバランスをとっている。こうした外国法を参考にしながら、一定の条件の下では、そうしたサービスを権利制限の対象に含めることを検討してもよいが、一定のサービスを完全に自由にするだけで、権利者への経済的な還元もなくいいというふうに言い切ってしまうとよいかは検討が必要である。

---

<sup>2</sup> 本小委員会のほか、平成25年度法制・基本問題小委員会及び著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチームにおける議論を含む。

### (海外における事例の適法性にかかる指摘)

- 海外における事例については、ライセンスの結果によりサービスが展開されているのか、法制度により権利者の許諾が不要とされているのか、事業者がリスクを取って事実上サービスが行われているということなのか、この点を明らかにする必要がある。また、法制度により権利者の許諾が不要とされている場合には、我が国と条文は同じであるが解釈によって結論が異なるものであるのか、そもそも条文自体が違うのかという点も明らかにする必要がある。社会的実態だけの議論は不十分。
- 海外におけるサービスの適法性について、事業者側からは一部のサービスについてしか説明がなされていない。大半のサービスについてはまだ調査が終わっていないということではないか。
- (事業者側として) 議論のための優先順位の高いもののみ調査結果を提示している。
- 海外の事例について、フェアユースに該当する可能性があるというのは、結局は適法性は裁判の結果にゆだねられているということであり、海外において当該サービスが適法であることの説明にはならないのではないか。

### (海外における事例にかかる質問)

- (一社) 電子技術産業協会の説明によれば、ドイツのメディア変換サービスについては、書籍を念頭に、ユーザーが所有するものであること及びスキャン後の書籍の廃棄をサービス提供の要件としているが、これは書籍以外のメディア (例えば CD) にも適用されるのか。また、これらのサービスのドイツ著作権法上における根拠は何か。
- ドイツ著作権法では第53条で私的及びその他の自己の使用のための複製が認められている一方、同条が適用される場合には第54条により、複製機器及び記憶媒体の製造者は著作権者に対して報酬を支払う義務を有している。メディア変換サービスの場合に、同条の適用関係はどうなるのか。
- 海外で行われているメディア変換サービスは、有体物であるメディアを業者に送付して業者がデータを変換して利用者に返送する形態を指すのか、それとも利用者がクラウド上にデータをアップロードすれば自動的に変換がなされ、利用者は返還後のデータを受け取ることができる形態を指すのか。

(以上)